## 回答様式(高速自動車国道の料金割引に関する意見について)

・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速 自動車国道の料金割引の考え方(案)」に関する下記の各項目について、ご意見をご 記入下さい。

## 都道府県 • 政令市名

|広島県

- 1. 料金割引の基本的方向性
  - (1) 割引の還元のあり方
  - (2) 割引率や対象時間の考え方
  - (3) 割引対象車両について
- (1) 案のとおり、割引の還元のあり方としては、多くの利用者が割引を受けられること、 負担額に応じた割引を行うことが重要である。そのためには、既存の割引制度をす べて廃止し、新しい制度に移行すべきである。
- (2) 案のとおり、公平かつ幅広く利用者に大きなメリットを享受できるような割引内容にすることが、適当であると考える。高速道路の利用者が多種多様であることを踏まえれば、一律の割引でなく、時間帯により割引率を変更することが、必要である。
- (3) 案のとおり、ETC車両を対象とすることが妥当であると考える。今後、ETC利用者を増やすことにより、スマートICを導入することができるため。また、スマートIC導入により、管理コストを大幅に削減することができ、更なる料金割引が期待できる。更に、スマートICは建設コストが、今までのICより安く建設できるため、ICの数が増え、高速道路の利便性が向上し、より使いやすい高速道路となるため。

## 2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方

・ 案のとおり、現行の別納割引は、一般利用者が受ける割引とでは、優遇されており不公平感がある。そのため、別納割引に代わる割引制度を設けるならば、一般利用者との格差を是正することが、必要であると考える。

3.	具体的な割引内容	(案)
$\circ$ .	22 LL h 1, 9 D 1 1 1 1 1 1 1	

- (1) 割引内容(案)
- (2) 割引結果
  - (1) 案のとおり、マイレージ割引部分は、現在の制度と同程度の割引があり、時間 帯割引部分では、最大で5割引となるため、利用者に対しても、インパクトが ある内容であると考える。
  - (2) 案のとおり、今回の料金割引については、利用者に対して公平に幅広く還元することが重要である。そのため、現在の料金収入割合に合わせることは、その趣旨と一致しており、妥当であると考える。

## 4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

・ 案のとおり、社会実験等を行ってきているが、料金割引のデータはまだまだ不足 している状態である。そのため、新たな料金割引制度を導入した場合、どのよう な問題や効果が現れるか予測できない部分も多いので、継続的に実施状況やその 効果、または問題点を検証し、割引内容を見直すことは、必要であると考える。

※そ	0)1	他の	音	見
/•\ C	V /		177	24

- ・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入ください。
  - ・ 今回の料金割引により,利用者に対する還元が過大であった(減収となった)場合, 以下のことについて配慮していただきたい。
    - ① 地方に新たな負担を求めることがないように、お願いしたい。
    - ② 現在,建設中の路線における整備スピードについても,落とすことのないよう,早期にかつ着実に整備することをお願いします。
  - ・ 高速道路の渋滞解消のため、より一層ETCの普及促進を図るとともに、交通 容量に余裕のある高速道路利用者へ料金割引を実施するロードプライシング施 策等についても、今後ご検討願いたい。